

(別紙 1)

平成 19 年 6 月 11 日

金融庁

株式会社三菱東京 UFJ 銀行に対する行政処分について

I. 命令の内容

銀行法第 26 条第 1 項に基づく命令

1. 株式会社三菱東京 UFJ 銀行（以下、「当行」という。）の海外業務における健全かつ適切な業務運営を確保するため、以下の観点から経営管理（ガバナンス）態勢及び法令等遵守（コンプライアンス）態勢等を整備・強化すること。

- (1) 海外業務における法令等遵守（コンプライアンス）に取り組むための経営姿勢の明確化
- (2) 役職員（現地採用職員を含む。以下同じ。）の法令等遵守（コンプライアンス）意識の醸成
- (3) 銀行本部による海外各拠点の業務運営における法令等遵守（コンプライアンス）の統括的かつ能動的な管理・監督機能の整備・強化（重大な問題等が発生した場合の銀行本部による発生事象等の分析・評価及び関係部署との適時・的確な情報の伝達・共有の徹底を含む。）
- (4) 海外各拠点における現地規制等を的確に反映した拠点内規則・マニュアルの整備、並びに、役職員による遵守の徹底（現地規制の改廃や現地規制当局が求める業務運営水準等に係る情報を適時・的確に把握する態勢の強化を含む。）
- (5) 各業務に対し適格な人員の配置及び役職員に対する実効性のある教育・指導の徹底
- (6) 海外業務に係る実効性のある内部監査機能の構築・強化
- (7) 株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（以下、「持株会社」という。）による海外業務に係る統括的な管理機能の強化
- (8) 下記Ⅱ. 処分の理由に係る問題等の原因となった役職員の責任の所在の明確化

2. 上記 1. に係る業務の改善計画を平成 19 年 7 月 11 日（水）までに提出し、直ちに

実行すること。

3. 上記2. の実行後、当該業務の改善計画の実施完了までの間、平成19年8月末を初回として、以降、3ヶ月毎の進捗・実施状況を翌月15日までに報告すること。
4. 今般処分の理由となった事実のみならず、今後、健全かつ適切な業務運営を行っていく観点から、当行の国際業務全般に係る経営管理（ガバナンス）態勢、法令等遵守（コンプライアンス）態勢及び内部管理態勢について、持株会社とも連携し点検を行い、所要の改善を行うこと。
なお、当局としては、必要に応じ、その改善対応策の実施、進捗状況のフォローアップを行っていくこととする。

II. 処分の理由

1. 当行からの不祥事件等届出、並びに、銀行法第24条第1項に基づく報告によると、以下のとおり、海外現地法令に違反する事例、海外への派遣行員や現地採用管理職職員などによる多数の不祥事件が発生している。この背景には、海外各国の法令等を遵守した業務運営を行うためのリスク分析・評価、その評価に基づく必要な態勢の見直し・強化を統括的かつ適時・的確に行っていなかったことがある。その結果、必要な態勢の見直し・強化に向けた経営資源が十分に割かれず、当行の経営管理（ガバナンス）態勢、法令等遵守（コンプライアンス）態勢及び内部管理態勢の脆弱化を招いていること。

(1) 海外現地法令違反

- ① 海外の複数の拠点において、現地監督当局により現地法令違反や内部管理態勢上の不備に係る指摘を受けた。

当該拠点においては、現地法令の理解及び現地監督当局への事前確認が不十分であったことに加え、現地法令を遵守するための拠点内手続きやマニュアルの整備が不十分であった。当行本店においても、現地における法令の改訂や当局の監視強化の動向を踏まえた、各拠点内の関連規程・マニュアルの整備状況の把握や必要な指導が行なわれなかったことなど、法令等遵守（コンプライアンス）態勢が脆弱であったこと。

- ② 特に、米国においては、当行ニューヨーク支店及び米国信託子会社は、疑わしい取引を調査・特定するための効果的なモニタリングや経営陣による法令等遵守（コンプライアンス）態勢の監督が有効でないなどマネーロンダリング防止態勢上の重大な欠陥を米国監督当局により指摘され、平成18年12月、業務改善命令を受けた。

持株会社及び当行においては、当行米国銀行子会社が平成16年にマネーロンダリング防止態勢の不備を理由に業務改善命令を受けており、また、米国監督当局によるマネーロンダリング関連検査マニュアルの制定・公表（平成17年6月）など規制厳格化の動きがあつたにもかかわらず、合併準備作業を優先し、十分な対応を行わなかった。

当行監査部門よりマネーロンダリング防止手続きの改善を優先的に行うべきとの指摘が内部的にも行われたにもかかわらず、十分な対応を行わなかったこと。

- (2) 海外への派遣行員、現地採用管理職職員、その他の現地採用職員による不祥事件各拠点において、以下のとおり、拠点内手続きが遵守されず、内部牽制も働かなか

ったこと。

- ① 当行の複数の海外支店において、派遣行員や現地採用管理職職員により、行内規程で禁止されている取引や拠点内手続き違反等の与信取引が実行された。当該取引の承認申請にあたっては、承認申請書類に事実と異なる取引内容が記載されたり、偽造した書類が用いられていた。また、取引承認部署においても、取引の内容を十分に確認しないまま取引を承認していた。
- ② 当行上海支店において、現地採用管理職職員が、職務上の権限（備品納入業者の選定）を濫用の上、平成17年10月に賄賂を収受し、平成18年6月に現地公安当局に逮捕された。業者選定に係る他部署による牽制など、贈収賄等の不正行為を未然に防止するための施策が十分に行われていなかった。
- ③ その他、複数の海外拠点において、内部規程の未整備または職員による規程の遵守が徹底されないなど内部管理態勢が脆弱であったことから、現地採用職員による横領や銀行資金の不正引出等の不祥事件が多数発生している。

2. 以上のような事例の再発防止のため、当行本店、海外各拠点及び持株会社を含め、海外業務における法令等遵守（コンプライアンス）態勢を整備する必要がある。特に、海外各拠点において現地規制等を的確に反映した拠点内規則・マニュアルを整備し、役職員において遵守していくことが必要であること。

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)
監督局銀行第一課
(内線 3751、3752)
